

「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」の概要

はじめに

- 我が国では、障害者の権利に関する条約の批准や、批准に向けての国内法の整備により特別支援教育を取り巻く環境は大きく変化し、これまでの特別支援学校を中心とした「特別な場」による指導から、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムへと移行していこうとしている。
- その一方で、全国の知的障害特別支援学校や小中学校の特別支援学級、また発達障害等通常の学級における特別な支援が必要とする児童生徒数は、ここ 10 年余りの間で大きく増加しており、本県においてもその例外でない。
- こうした状況を踏まえ、県教育委員会では、第 2 期滋賀県教育振興基本計画においてインクルーシブ教育システムの構築を主要な取組の一つとして位置付けるとともに、これまでの本県特別支援教育のあり方を抜本的に見直し、今後本県がめざす特別支援教育を明らかにするため、「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（基本ビジョン）」として取りまとめることとした。

第 1 本県特別支援教育の現状と課題および今後の方向性

- 児童生徒数の増加 → 指導の充実と教育環境の整備が課題
- 就学指導の状況 → 市町間で就学率等に差がある状況を踏まえた適切な就学指導の検討
- 特別支援学校卒業生の就職率 → 職業的自立をめざした取組の充実
- 今後の方向性→インクルーシブ教育システムの構築ときめ細かな就学・進路指導をととした社会的・職業的自立の実現

第 2 本県のめざす特別支援教育 ～基本ビジョン～

本県がめざす特別支援教育の「基本理念」を次のとおりとした

障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる

この基本理念に基づき、その達成のための柱（観点）を次の 7 点にまとめた。

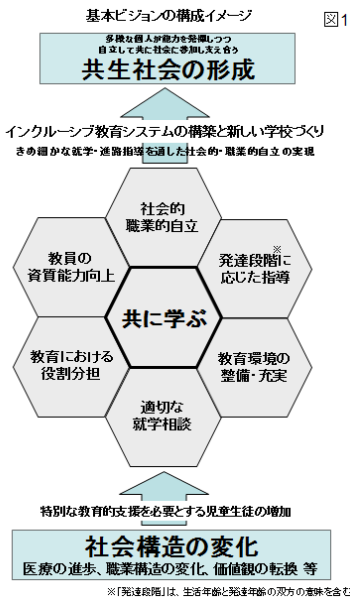
まず、「共に学ぶ」を中心の柱としておき、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことをめざす。

その上で、この「共に学ぶ」を支える周りの柱として、地域で学ぶことや学びの場が柔軟に選択できるよう「適切な就学相談」を推進する。さらに、子どもたちがそのニーズに応じた十分な教育を受け最大限度までその能力を伸長できるよう、学校等における「教員の資質能力向上」と、各学校園等の「発達段階に応じた指導」を進める。またこうした各学校園等の取組を支援するため、県市町において「教育環境の整備・充実」を図り、それぞれが「役割を分担」しながら連携協力して取り組む。

これら取組を通して、障害のある児童生徒の自立に向けた意欲を高め「社会的・職業的自立」による『自立と社会参加』を進める。

【7つの柱】

- ①共に学ぶ（基本の柱）
 - ・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを推進
- ②適切な就学相談
 - ・子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択（見直し）できるよう、適切な就学相談を実施
- ③教員の資質能力向上
 - ・発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導のための教員の資質能力の向上
 - ・すべての学校園等における教員研修の充実と人事交流等の促進
- ④発達段階に応じた指導
 - ・発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長促進のため、各学校園等における指導を改善・充実
- ⑤教育環境の整備・充実
 - ・合理的配慮の検討と基礎的環境整備など、教育環境の整備・充実
 - ・新たな学籍の仕組みづくりや小中学校等への特別支援学校分教室設置についての研究。また中・長期的な展望に立った新たな学校づくり等の検討
- ⑥教育における役割分担
 - ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた県と市町との連携協力の推進
- ⑦社会的・職業的自立
 - ・発達障害を含む障害のある子どもが、日常生活や社会生活の技能や習慣を身に付け、社会参加のための知識、技能および態度を養うことができるよう指導を充実し、そのための環境を整備



第 3 各学校園等における特別支援教育

①幼稚園・保育所等

- 発達障害を含む障害のある幼児一人ひとりの障害特性に合ったあそびや運動などをとおして、成長の土台となる力（体力、身体を使う力、考える力、物事を調整する力、思いを伝え受けとめる力等）を育てる

- 小学校への就学相談にあたっては、保健・医療、福祉等関係機関との連携のもと適切な情報を提供し、子どもの障害の状況や保護者のニーズを丁寧に把握した上で、個別的教育支援計画などにより円滑な接続となるよう配慮する

②小学校

- 障害のある児童と障害のない児童が共に学ぶ体制づくりを進めるとともに、きめ細かな就学指導や進路指導を行う

- 通常の学級と特別支援学級や通級指導教室、および特別支援学校との連携を強化し、発達障害を含む障害のある児童一人ひとりの障害特性等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う

③中学校

- 障害のある生徒と障害のない生徒が共に学ぶ体制づくりを進めるとともに、きめ細かな就学指導や進路指導を進めるため、発達障害を含む障害のある生徒や保護者に対し適切な情報を提供して、目的をもった進路選択となるよう指導・支援する

- 通常の学級と特別支援学級や通級指導教室、および特別支援学校との連携を強化し、発達障害を含む障害のある生徒一人ひとりの障害特性等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う

④高等学校

- 特別支援学校等の助言・援助を活用し、個々の生徒の障害に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う
- 発達障害のある生徒等に対し、学習指導要領に基づいた教育課程の弾力的運用やソーシャルスキルトレーニングの導入、また指導方法等を工夫し、個々の生徒の障害特性に合った指導の充実を図る

- 発達障害のある生徒等の進路指導にあたっては、進学にあつては大学入試センターや進学希望先大学などと、また就職にあつては医療、福祉、労働などの関係機関との十分な連携のもと、適切な本人・保護者への情報提供と支援に努める

⑤特別支援学校

- 幼児児童生徒一人ひとりの障害の状況に応じた自立と社会参加に向けて、生活技能を高め、将来の生活を豊かにしていくためのきめ細かな教育を充実する
- 幼稚部、小学部における成長の土台となる力づくりと、中・高等部における知識、技能、マナー、体力等就労に向けた基礎的能力の養成をめざす
- 高等養護学校や特別支援学校高等部の教育課程を見直し、新たな学科の設置等により、生徒の社会的自立や職業的自立に向けた指導の充実を図る
- 専門性を担保するため、すべての教員の特別支援学校教員免許状の取得をめざす
- 障害のある子どもの生活の場が地域であることを踏まえ、地域の人々の協力を最大限得られるよう地域等との連携を深める
- 各障害種の指導の専門性を担保しながら、障害の重度・重複化を踏まえた複数の障害種に対応した特別支援学校の設置を進めるとともに、望ましい名称について検討する。また中・長期的な展望に立って、県内各地域における特別な支援を必要とする児童生徒の動向（将来推計）等を丁寧に把握し、様々な教育的ニーズに対応できる学校づくりを進める

第 4 関係機関との連携について

- ①保健・医療、福祉との連携
 - ・保健・医療、福祉と連携し、教育的ニーズを反映した個別的教育支援計画を作成し、早期からの本人・保護者への適切な相談支援を行う
- ②労働部局や経済団体との連携
 - ・労働部局や経済団体と連携し、職場の開拓や企業ニーズの把握に努め、障害のある生徒の就労支援体制を構築する

第 5 実施計画について ～今後のスケジュール～

「基本ビジョン」に基づく「実施計画」の策定にあたっては、市町教育委員会との十分な意見交換を行い、平成 27 年度中を目途に、5 年程度の短期計画・10 年または 10 年超の中・長期計画を策定

